

國學院大學學術情報リポジトリ

八王子千人組における番組の成立とその意義

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉岡, 孝 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000782

八王子千人組における番組合の成立とその意義

吉岡 孝

キーワード

八王子千人同心 番組合 御家人筋 身分制 「自治」

はじめに

八王子千人同心は、その身分については御家人（下級武士）とされてきたが、筆者は史料を検討した結果、八王子千人同心の身分は基本的には百姓であると指摘した。^{〔1〕}千人同心が御家人とされてきた理由は、寛政改革期に行われた千人同心に対する一連の改革のなかで「御家人筋」という言葉が使用されたからである。御家人とは「御家」つまり徳川家に直接仕える人という意味であり、必ずしも下級武士のみを指す言葉ではない。^{〔2〕}千人同心の場合は、徳川家直属の武家奉公人という意味である。「御家人」という言葉は重層性を持った言葉なのである。千人同心は百姓であり、勤める時だけ帯刀などが許されるのである。しかし千人同心は自らを「御家人」≡下級武士と誤解し、武士として行動していく。このことは地域社会では一定の正統性を持ちえた。この倒錯した事態を理解するためには千人同心がどのようなようにして

「御家人」意識を共有したのか、そのメカニズムを分析する必要がある。

本稿では寛政四年（一七九二）に設置が命じられた番組合を取り上げる。結論からいえば番組合によって「御家人」意識が千人同心の間で共有されたことが、千人同心が「御家人」意識を内在化していった大きな画期になる。番組合は百姓を中心とした地域社会と千人同心が対峙する直接の現場であり、「御家人筋」政策の矛盾が最も顕在化する組織である。検討する価値は大きいであろう。なおこの時期の千人同心の実態について述べておくと、千人同心（平同心）は定員九〇〇人で、一〇人の千人頭が一〇人の組頭、一人の組頭が九人の千人同心（平同心）を率いていた。当該組織全体を指す場合は八王子千人組ということにする。

第一章 寛政改革期における番組合の設置

第一節 老中による番組合設置の法令分析

寛政四年（一七九二）閏二月、老中松平乗完は八王子千人組に対して、五箇条にわたる改革を指示した。³ここでは要点だけ記すが、天明期からの組織の弛緩、つまり千人頭が千人同心を支配することが困難になったことが、改革の前提にある。改革の要点は二点である。一点目は千人同心組頭を主たる対象にしたものである。従来千人同心組頭に従属していた同心（持添抱）を廃止し、千人同心組頭の役職を、勤務状況によって平同心に降格させることができるようにした。組頭の特権を削いで千人頭による支配を円滑ならしめる狙いがあったことは明白である。

二点目は千人同心組織の大多数である村に住む千人同心についてである。商人同様の風儀を問題視し、武術・学問を奨励し、千人同心の身分に相応しい行動をとることを謳うものであった。このことを鑑奉行は「御家人筋相分り」と表現しており、これが千人同心は下級武士であるという誤解を生む原因になった。本稿ではこのような政策を「御家人筋」政策と呼ぶことにしよう。では番組合設置の部分を抜き出して掲げよう。

【史料一】

一、在々打散罷在候同心共者同組他組之無差別、一村又者二三ヶ村二而も最寄次第拾人式拾人程宛も組合を定置、諸事申合如何敷儀も有之候ハ、相互ニ申談候様可申付事、

千人同心の一部、百人程度は千人町にある組屋敷に居住していた。この場所は公儀からの拝領地である。それ以外の大部分の千人同心は村に住んでいた。彼等は十人いる千人頭の内、いずれか一人の組に所属していた。同じ村に住居していたとしても同じ千人頭の組とは限らず、混在していたのである。本稿ではこの時結成した組合を番組合と呼ぶことにする。番組合設置に当たっては千人頭の組は無視し、専ら住居している村に従って区分けが行なわれたことがわかる。一村もしくは二・三ヶ村とあるのは、村によって居住している千人同心の数にばらつきがあり、一〇〜二〇人という適正な数を担保するためには、単純に一村一組合とするわけにはいかなかったであろう。

肝心の番組合の活動であるが「諸事申合」、つまり日頃から申し合せておいて、いかがわしいことがあった場合は「相互ニ申談候様」互いに話し合つて矯正することが記されている。つまり商人の風儀に染まるなどの問題行動があった場合には、番組合の所屬員相互による矯正が期待されたのである。このことは勿論当該時期の千人同心に対する改革と親和的であるし、奢侈矯正・質素儉約を目的とした寛政改革全体とも矛盾しない。番組合が「御家人筋」政策を構成員に教諭する機関であったことを確認して、次節では老中の指示を受けた千人頭の動向を考察しよう。

第二節 番組合設置に関する千人頭の意向

千人頭は前記松平乗完の通達を千人同心に伝えると同時に補足の通達も行なっている。これは千人頭独自のものと考えられ、より詳細に番組合の設置目的が判明する。ここでは多摩郡上柵田村原宿・下長房村に居住していた千人同心二七名（二一番組）に宛てられた通達を検討しよう。⁴⁾

【史料二】

一、同組他組無差別、組合定置候様被 仰渡候二付、相互ニ心底不殘申談、若勤向并行動不宣、又ハ身分を忘れ不正之産業致候者於

有之二者、再応意見差加江可申候、其上も不取用候もの有之候へ者、其段最寄之組頭江申達、猶又評儀可有之候、尤不得止事儀者、月番之頭江可申立候、

一、組々同心居村役人共与自然之事論之儀も有之候へ者、組合申合とくと申談、取鎮可申候、若不得止事者、其段頭江可申聞候、
一、毎月壹度宛組合寄合致シ、諸事申合、都而一和致シ候様可致候、

但シ毎月壹度宛寄合之儀者、組合宅順々ニ相定出会可致候、何れも弁当持參可有之候、尤茶たはこ之火外一切差出シ申聞敷候、
右之通り相心得可申候、若不速之儀も有之候節捨置申談等も不致、其次第外より於相聞者、其組合一同之不念ニ可有之候、以上、

荻原弥右衛門組

子閏二月

瀧本儀左衛門

（以下二六名略）

まず勤め向きや行状が不良、もしくは「不正之産業」つまり商業などを営んでいる者に意見を加えることが明記されている。番組合は第一義的には「御家人」身分としての風儀から外れるような風儀を矯正するための組織であったことがわかる。しかし意見しても効果がない場合には「最寄之組頭」に通達される。番組合は居住地を単位で編成されるため、組頭が含まれているかは確実ではない。そのため「最寄之組頭」という表現が使用されたのである。この「最寄之組頭」を中心に評議が持たれ、対象の人物が教諭されるが、それでも効果がない場合は「不止得」、月番の千人頭へ上申される。千人頭が直接教諭に干渉することは、最終的段階であり、日常的な活動は番組合に委任されていた。

二条目は千人同心が同じ村に住む百姓の村役人と争論があった場合は、組合でよく議論して取り鎮めるという記述である。千人同心が居住する百姓と争論を起こすことはこの以前から問題になっていたが、この時期には特別な事情がある。なぜならこの時期の千人同心の改革は、「御家人筋」であることを強調するものである。自然と村との摩擦が強まることも予測されるのである。事実これ以降千人同心たちは御家人⇨下級武士との、公儀からみれば明らかに誤った自己認識に拠って、村落や旗本領主等との矛盾を深めていくことになる。⁵⁾

それはとにかく番組合を村落と千人同心との対抗関係に対処する機関として千人頭が位置づけている点は注目される。先の老中からの通達からは見いだせない論点である。村落と濃厚な関係を有している千人同心も存在するであろうが、村落のなかで孤立している千人同

心もいたであろう。数からいえば村落では千人同心の数より百姓の数の方が圧倒的に多い場合が通常である。地域社会のなかで孤立する千人同心にも「御家人」意識を浸透させるためには、番組合全体が問題を持つ千人同心と「とくと申談」、問題を共有し、孤立させないことが重要である。このような身分集団への帰属意識の形成が「御家人」意識の浸透には有効だったのであろう。統率力が希薄になってきた千人頭にとっては、このような形で村に住む大多数の千人同心の保護を模索することによって、支配の吸引力を増大させようとしたのに違いない。

三条目は事務的な内容である。番組合は月に一度寄合を催すこと、寄合の場所は組合の構成員の家を順番に廻ること、寄合にはみな弁当を持参することが謳われている。茶と煙草の火以外は出すことを禁じていた。これは寄合が派手になるのを防ぐためであろう。実際に寄合が月に一度開催されたのかどうかについては後に検討しよう。

最後に「不速」つまり不測の事態が起きたのに相談などを行わず、後からそのことが判明した場合は、その番組合の「不念」になることが記されている。この記述から千人頭は番組合に即応性を求めていたことがわかる。そのためには即座に「相談」、臨時番組合寄合を開催するような主体性、つまり番組合に「自治」性が要求されたのである。番組合は「御家人筋」政策を社会的に実践するために、内部で意思を統一し、百姓と摩擦があった場合は、協同して対処することが求められた。そのためには番組合には一程度の「自治」が認められないと対処は不可能である。その「自治」の様相は番組合議定書を検討することにより明らかにしたいが、その前に番組合の構成を確認しておきたい。

第三節 番組合の編成

本節ではほとんどの千人同心が所属した番組合の全体構造を確認する。表1はすべての番組合五〇組をまとめたものである。番組合については成立した寛政四年（一七九二）時に番組合に所属していた村名が判明する。ただし人数は不詳である。その村が現在のどの市町村に存在しているかを付しておいた。嘉永七年（一八五四）の記録には所属する村落とともに人数も記されている。これも現在の自治体名を記しておいた。所属の村や現在の自治体名に変化がない場合は傍線を入れた。なお三九番組合は嘉永七年の記録からは確認できない。

表 1 番組構成表

番組	寛政4年(1792)	現在の自治体名	嘉永7年(1854)	現在の自治体名	所属人数
1番組	本郷宿・嶋之坊宿・久保宿・新横山村・御所水村・本郷村	八王子市	-	-	15
2番組	八木宿・八幡宿・小門宿	八王子市	-	-	18
3番組	大横町・本宿・八日市市・横山宿・馬乗宿・新町	八王子市	-	-	13
4番組	子安村・新横山村・寺町・上野原村・御所水村	八王子市	-	-	20
5番組	北野村・長沼村・打越村	八王子市	-	-	11
6番組	片倉村・小引村・寺田村	八王子市	-	-	15
7番組	館村・下柗田村	八王子市	館	八王子市	12
8番組	上柗田村・下柗田村・散田村	八王子市	上柗田・下柗田・散田・山田	八王子市	23
9番組	散田村・山田村	八王子市	散田	八王子市	38
10番組	上柗田村新地・散田村新地	八王子市	散田村新地	八王子市	30
11番組	上柗田原宿・下長房村	八王子市	上柗田原・下長房・船田	八王子市	24
12番組	上柗田河原之宿・上柗田落合・上長房小名字・上長房駒木野宿	八王子市	上柗田初瀬・上柗田河原之宿・上長房小名字	八王子市	17
13番組	上柗田案内・上柗田落合	八王子市	-	八王子市	15
14番組	上長房駒木野宿・上長房摺差・上長房小仏宿	八王子市	上長房駒木野・与瀬	八王子市	7
15番組	与瀬宿・若柳村・千木良村	相模原市	若柳・佐野川	相模原市	4
16番組	三井村・相原村・上河尻村	相模原市	三井・相原・上河尻・中沢	相模原市	9
17番組	荻野村・糟屋村・新戸村	厚木市・相模原市・伊勢原市	新戸	相模原市	1
18番組	小山村・根岸村・小崎村・小山田村	町田市	小山・小山田・橋本・九澤・淵野辺・園師	町田市・相模原市	17
19番組	柚木村	八王子市	柚木・落合	八王子市・多摩市	5
20番組	真光寺村・黒川村・百村・長沼村・五反田村・小野路村	町田市・川崎市・稲城市・八王子市	五反田・万願寺・登戸・矢野口	町田市・川崎市・稲城市・日野市	5
21番組	日野本郷村・川辺堀之内村	日野市	落川・荒井・豊田・寺方・日野本郷・川辺堀之内・粟須	日野市・多摩市	11
22番組	大和田村・中野村	八王子市	-	-	16
23番組	石川村・宇津木村・丹木村・左入村・谷野村	八王子市	石川・宇津木・左入・谷野	八王子市	16
24番組	瀧山村・梅坪村・富所村・丹木村・大沢村	八王子市	横山・八日市・瀧山村・梅坪・富所・丹木・大沢	八王子市	24
25番組	宮下村・戸吹村	八王子市	-	-	33
26番組	大目村	八王子市	-	-	30
27番組	橋原村	八王子市	-	-	12
28番組	横川村・大楽寺村・下一分村	八王子市	横川・大楽寺・下一分・上一分	八王子市	22
29番組	元八王子村	八王子市	-	-	35
30番組	元八王子村	八王子市	-	-	22
31番組	川村・二分方村・寺方村・上一分村	八王子市	-	-	21
32番組	下恩方村	八王子市	-	-	21
33番組	中恩方村	八王子市	-	-	11
34番組	上恩方村	八王子市	-	-	4
35番組	小津村	八王子市	-	-	4
36番組	山入村	八王子市	-	-	19
37番組	川口村	八王子市	-	-	55
38番組	大和田村・留原村・戸倉村・五日市・檜原村	あきるの市・檜原村	大和田・留原・戸倉・入野・小中野・北寒寺・五日市	あきる野市	16
39番組	檜原村	檜原村	(欠)		
40番組	大久野村	日の出町	日影和田	青梅市	26
41番組	平井村・長淵村・菅生村	日の出町・青梅市・あきる野市	平井	日の出町	21
42番組	伊奈村・網代村・疋田村・山田村	あきる野市	深澤・三内・横澤・伊奈・網代・疋田	あきる野市	22
43番組	代継村・牛沼村・油平村・雨間村・小川村・高月村	あきる野市・八王子市	代継・牛沼・油平・雨間・小川・高月・二宮	あきる野市・八王子市	32
44番組	草花村・小宮村	あきる野市	草花・小宮・羽村・福生	あきる野市・羽村市・福生市	10
45番組	二本木村・高根村・新久村	入間市	新久・坊・糞谷・小谷田・中野	入間市・所沢市	5
46番組	石畑村・村山村・中藤村	瑞穂町・武蔵村山市	峯・箱根ヶ崎・三ツ木・殿ヶ谷・中藤	入間市・瑞穂町・武蔵村山市	5
47番組	高木村・野口村・菩提樹村・久米川村・大袋村・藤澤村	入間市・東大和市・東村山市	砂川・芋窪・荒畑・後ヶ谷・高木・大袋・藤澤・安松	立川市・入間市・東大和市・所沢市・東村山市	9
48番組	砂川村・中神村・拜島村	立川市・昭島市	城・田無	所沢市・西東京市	2
49番組	柴崎村・青柳村	立川市・国立市	大沼田新田・野中新田・北野・内藤新田・戸倉新田・小川新田・柴崎・青柳	小平市・国分寺市・三鷹市・立川市・国立市	9
50番組	小曾木村・上畑村・黒澤村	青梅市・飯能市	青梅・黒澤・黒差	青梅市・飯能市	8
合計					820

この表1に基づいて検討しよう。嘉永七年時点の千人同心の数は八二〇名である。千人同心の総数は九〇〇名であり、残りの八〇人は番組合に所属していない。千人町の組屋敷に居住していると思われる。人数は幕府法令をみると一〇〇〜二〇〇人が適正という認識であったが、嘉永七年の人数をみるとすべてこの人数に収まっているわけではない。しかしこの時期千人同心株は広く売買されていたから、当初人数は適正であったが、株売買の結果として適正を欠くようになったとも考えられる。この点について考察してみよう。

先述したように一一番組合のみは例外的に寛政四年時の人数が二七名と判明している。このことから千人頭は厳密に人数を編成しなかったことは明らかである。しかし全く努力を払わなかったわけではなく、番組合の中核ともいべき一〜一四番組合では、八〜一一番組合以外は全て適正な人数に収まっている。上柵田村や上長房村は山間村落で、いわゆる小名村落が集合して一村を形成しており、分割しやすい状態にあったとはいえるが、幾つかに分割されて番組合に編成されており、人数適正化の努力は窺える。小名村落のような生活共同体は教諭を行なうにしても、百姓など他の身分集団と対抗するために結集するにしても重要な基盤であったと考えられ、千人頭も無視できなかったであろう。逆に言えば生活共同体を大前提に人数調整をできるだけ図るといのが千人頭の方針だったのである。株売買による拡散も影響は与えている。嘉永七年時点で新しく見える村名は、寛政四年以降新しく千人同心株を取得した人物が当該村落に存在したということであろう。千人頭は新規に千人同心になった者に対して所属する番組合を指示している。千人頭は常に千人同心が番組合に所属させようという志向性は失わなかったのである。

次に番組合の空間構造をみてみよう。一番組合は八王子宿の中心から始まり、次第に外周に広がっていき、相模国に抜け、南多摩地方から再び八王子に戻り、北多摩地方・埼玉県に延び、最後は埼玉県飯能市で終わる。

この表1全体をみていえることは、千人同心は現在の八王子市から西多摩地方（あきる野市・青梅市・羽村市・福生市・日の出町・瑞穂町・檜原村）に多く分布していたということである。番組合でいえば一〜一四、二二〜四五である。全体の約五分の四に当たる。犬目村や檜原村のように一か村で一つの番組合が成立して場合もあり、これはその村落に居住していた千人同心の数の多さを物語るものである。事実川口村では一か村で五五人もの千人同心数を確認できるし、他にも元八王子村が一か村で二つの番組合が存在し、それぞれ三五、二一人と多数の千人同心の居住が確認できる。

逆に八王子市域から外れる一五番組からは人数が極端に少なくなる。一五〜二二番組合、四六〜五〇番組合の内、二桁以上千人同心が

存在する番組合は、一八と二一の二つに過ぎず、それぞれ一七人と一一人である。これも適正な人数の範囲であり多すぎるわけではない。八王子市から西多摩地方にかけての地域に比較して数が希少なことは明らかであろう。

しかし子細に検討すると別な評価も可能だと思われる。北多摩地方（武蔵村山市・東村山市・東大和市・立川市・西東京市・小平市・国分寺市・三鷹市）においては嘉永七年には寛政四年にはみえない現在の市町村がみえる。西東京市・小平市・国分寺市・三鷹市である。それぞれ人数は一人・二人・二人・二人である。北多摩に隣接する埼玉県でも所沢市に新たに居住する千人同心が出現した（三人）。数は少数であるが、北多摩・埼玉地方には確実に千人同心は広まり始めたといえよう。この要因としては先に指摘した千人同心株売買の広がりと考えられる。

南多摩地方（日野市・稲城市・町田市・多摩市）では多摩市が新たに加わっている。これは一か村一人ずつ合計二人に過ぎないが。逆に相模国では厚木市・伊勢原市から千人同心は姿を消しており、相模原市のみになっている。これは寛政改革期以降新規に千人同心になることが相州では禁じられたからであろう。⁽⁸⁾

本節を要するに八王子千人同心は現在の八王子市から西多摩地方にかけて多く分布していた。しかし北多摩・南多摩地方では数はわずかではあるが、千人同心が新しく居住する村も確認されるようになった。そのすべてが番組合に所属していた。千人同心が濃厚に分布している地域でも番組合はもちろん意味あるものであろうが、村に千人同心が極少数しか存在せず、百姓のなかで孤立気味の場合、番組合は非常に意義深いものになる。番組合によってどんな「辺境」の千人同心といえども「御家人」意識を内在化させることができる程一般化していたのである。

第二章 番組合議定書の分析

第一節 一八番組の事例

本章では番組合に所属した千人同心が作成した申合を分析し、番組合が「御家人筋」政策にどのように対処したのかを検討したい。申

合のことを本稿では番組合議定書と称することにした。先ず管見の限り、最も詳細な番組合議定書である一八番組のものを取上げてみたい。⁹⁾一八番組は現在の東京都町田市・神奈川県相模原市に居住する千人同心が所属し、この番組合議定書が成立した寛政九年(一七九七)には一八人が存在した。

【史料三】

千人同心十八番組申合事

一、前々御頭様方より被 仰渡候通り、毎月壹度宛順番ニ致会合、諸事相互ニ無遠慮申談、不正之産業者不申及、【御家人ニ不似合風俗言語ニ至迄】随分自分ニ心を附不行跡無御座候様相守可申事、
一、月並十七日致会合之節者

東照神君江御神酒差上可申候、尤神酒代之儀者当日之出会之人数ニ而割合可申候事、

一、御公用向者不申及、外用之儀者成丈練替、不参無之様心掛ケ可申候事、

一、千人同心身分之儀ニ付、何ニ而茂不時之難渋出来候節者、早速組合仲間江遂相談、其上之取計ニ可致候事、

一、月並朔日・廿一日千人町出勤之儀者被 仰渡候通り無不参出勤可致候、若病氣等ニ出勤難相成砌り者最寄之同組江其段相達シ、其人より御頭様方江右之段御届ケ可申上候事、

一、日光御番者不及申、千人町詰番其外諸番共随分不参無之、自身ニ相勤可申候事、

一、衣類又者刀・脇差等ニ至迄随分儉約を用、格立候儀者勿論、平日之勤向等を綿服ニ而勤風儀質素を第一心懸可申候事、

一、組人致シ候上者随分大切之御奉公相勤、子々孫々迄も無二心忠義第一ニ可致候、【然ル処近年者当年組入致し、明年者外へ相譲り候躰之義間々有之候、畢竟自己之勝手拘り外聞不相構、恥敷事ニ候得者必々子々孫々迄】右株取失ひ不申候様心掛専一之事ニ候、万一相叶儀有之番代願出候ハ、是又組合江得与談シ合、其上ニ可致候事、

一、組々同心居村役人者自然争論之儀も有之候ハ、組合申合、得与相談致シ取鎮可申、若不得止事儀者其段御頭様迄可申出旨前々諸組一同被仰渡置候通り是又日来心掛ケ可申候事、

右之荒増之儀ニ而右之外諸事月々会合之砌、又々御互ニ申合、時之宜敷ニ執計、都而千人同心一同と乍申、別而相談組合之儀者陸敷御

互ニ無隔心御永談可申候、尤折節組入之衆も有之候間、前文之趣御失念無之様当日之御立合之方ニ而誦誦被

成可然儀与存候、其上会合当番之方江東照神君御尊号掛物并ニ此一札御送り可被成候、依之組合一同為申合如此ニ御座候以上、

此時寛政九年巳二月十七日

内規定之事

一、前文之趣弥以堅相守可申候、尤先年毎月十七日銘々腰弁当ニ而出会可致旨被仰渡候得共、左候得者却而不都合之筋も有之候ニ付、出席も自然と遅来ニ相成、帰宅之節も夜中并ニ雨天杯相互ニ難渋ニも有之候間、此度内評致シ、会合之儀も正・三・九之三ヶ月ニ致シ、当日之儀者順番宿ニ而御神酒老升并ニ所有合之品ヲ以、一汁三采之茶漬差出、遠近とも無弁当用意、早朝より出合可致候旨相定申候、勿論相互ニ勝手ヲ以申合候間、決而馳走与相心得必心配有之間敷、万一驕ケ間敷振舞有之候ハ、□ニ而差押江成丈ケ質素ニ致候様可仕候、且又先年新組入有之、披露之節馳走致引続順番宿を相定候由承り候へとも且又相談之上相改披露之節馳走之儀ハ廻り廉ニ而順番宿可致旨相定申候、為後日内々規定趣仍而如件、

此時天保四癸巳年正月十七日

於鳴崎玄弥宅会合之節右之通り相定申候、

第一条は千人頭からの通達通り、毎月一度会合を開いて「不正之産業」等の不行跡に陥らないように互いに話し合うことを誓っている。身分を忘れて「不正之産業」に携わり、商人同様の体にならないことこそ、老中が通達した千人同心の風俗取締の核心である。番組合がこの意識を所属の千人同心に浸透させようとしたことが確認できる。なお墨括弧のなかは【史料三】には記載されておらず、【史料三二】と同じ内容を持つ同系統の史料¹⁰⁾にのみ記されていたものである。寛政四年に鑑奉行によって「御家人筋」という言葉が使用されたのであるが、それはあくまでも幕府直属奉公人としての自覚を持つことが主眼であり、千人同心を武士として扱いたいという意味ではない。しかし千人同心はこの点を曲解し、自らを下級武士として振る舞い出す。この「御家人」という言葉が同じ番組合議定書のなかでも、書いてあるものと書いていないものがあることは、寛政九年時点ではまだ千人同心の間でも使用に躊躇があったのであろう。やがてこのようなためらいはみられなくなる。これは一つには番組合の活動が「御家人」意識を高めた結果であろう。いくら公儀からみたら誤解であっても、生活世界において日常的に刷り込まれたら、どのようなイデオロギーも一定の定着をみて不思議はない。番組合の活動は公儀の志向とは

微妙にずれながら、千人同心に武士意識を持たせたと評価できよう。

第二条では毎月十七日の会合の時には東照神君に神酒を捧げる、神酒代は会合に出席した参加者で割り合えとしている。東照神君とはもちろん徳川家康の神号であり、会合には尊号を記した掛軸などが掛けられた。家康の命日である一七日に会合が開かれていたことが判明する。近年では徳川幕府の宗教性が注目されているが、⁽¹⁰⁾その場合やはり東照神君・東照大権現の存在が問題になる。少なくとも千人同心に関しては、東照神君は生活世界のなかで意識させられる存在であったことは明らかである。千人同心は幕府直属の武家奉公人であり、日光火の番という日光東照宮の防火警備にあたっていた千人同心は、一般の百姓とは同列には扱えないが、東照宮信仰を中心とした教諭のあり方はもつと注目されていいであろう。また千人同心における「御家人」意識の内在化という点でも東照宮信仰が果たした役割は注目される。中野光浩は多摩郡平村の東照宮が千人同心によって信仰されている事例を検討している。⁽¹¹⁾筆者の観るところ、中野が挙げた事例は千人同心のなかでも旧家組頭という特殊な階層が東照宮を信仰していることを示しており、これを直ちに千人同心全体に一般化することは無理であるが、積極的な信仰ではないが、番組合の活動において、すべての千人同心が東照宮信仰を受容したのは事実である。東照宮信仰は民衆にも受容されているが、積極的に需要したのは中野の成果によれば世直し一揆と対立するような豪農層中心である。一般の千人同心に即していえば、一般の百姓に対して敵対的といえは言い過ぎであるが、優越的な意識を形成したとしても不思議ではない。それは「御家人」意識と相即する。

第三条は会合に際しては不参がないようにせよというものである。当然な箇条であるが、会合が適正な回数でないと、不参や遅刻が増加することは目にみえている。この点については後段の内規定の分析のところで触れることにする。

第四条は千人同心の身の上について何か困ったことがあったら、早速番組合の仲間に相談してその上で対処することが求められている。千人同心と周辺の百姓との対立は寛政改革期以前から起こっていた。⁽¹²⁾「御家人筋」政策の採用後は激化していく。千人組にとって大切なことは村落に居住する千人同心が孤立しないことである。「御家人筋」政策をとっても、百姓の抗議により行動を規制されては無意味だからだ。番組合を基盤に千人同心が結集してこそ意味がある。

第五条は千人町への出仕のことである。当該の千人同心は毎月一日と二日に千人町の千人頭の屋敷に出仕をする。二日は扶持米が支給される日である。千人同心は千人頭の屋敷にある月番所で扶持米を受け取るようになっていた。一日は純然たる儀礼であろう。寛政

期は千人頭への儀礼が重視された時期である。⁽¹⁵⁾ 当該の両日に不参の場合は届を出すことが徹底されている。

第六条に出てくる「日光御番」とは千人同心が定期的に勤めていた日光東照宮に対する防火警備のことを指している。重要な役目であるが本人ではなく代人を立てることも横行していたとされ問題になっていた。⁽¹⁶⁾ また千人同心は順番で月番所に詰めることになっていた。⁽¹⁷⁾ このような公的職務の徹底が謳われている。

第七条は質素儉約に関することである。千人同心の大小・衣服は質素を第一に心掛けることが記されている。この時期は「御家人」意識を持たせるために、公務の時は大小を帯びることが奨励されたが、それも自づから格式があり、それを越えるものが要求されたわけはなかった。

第八条は新規に千人同心になった事例を対象に、徳川家への忠誠心を要求している。また千人同心株を失わないようにしろ、然るべき理由があつて千人同心の「番代」、代替りをしなければならぬ時は番組合によく相談しろとしている。この条文の背景には一八世紀後期から活発化してきた千人同心株の売買がある。⁽¹⁸⁾ 農間余業等で経済力をつけてきた百姓が、経済力に物を言わせて千人同心株を入手する。墨括弧のなかはやはり【史料三】の底本には記されていない部分であるが、ここの記述によれば株を入手しても短期間で株を手放す「恥ずかしい」行為が横行していることがわかる。幕府は金銭による千人同心株売買を公認していたわけではない。番代に関しては息子や親類・遠類など広い意味での親族集団で相続者を探すことが第一条件であつた。その範囲で適任者がいない場合は「由緒」のある人物が対象になる。しかし「由緒」とは大変曖昧な概念であるために、事実上金銭による売買が浸透する余地があつた。しかしそれはあくまでも事実上の話であり、金銭による売買が公認されたわけではない。株の売買代金も「養育金」等の名目で支払われたのである。

このように株売買が盛行した理由は、幕末期までは千人同心株価が上昇したと千人同心が「御家人」⇨下級武士と誤解されていたために地域社会において大きな権威を持つていったことが挙げられる。つまり千人同心株を入手しておけば経済的な利益とともに武士としての身分的特権も享受できたのである。そのため千人同心株入手者は千人同心という身分を道具的に理解し、徳川將軍直轄軍の構成員という幕府からみれば本質的な意味は顧慮されなかつた。そのため短期間の売買も行われたのである。当然彼等は徳川家に忠誠心を持っている筈もなく、千人同心になった段階で、新規に忠誠心を教え込まなければならぬ。逆にいえば番組合とは千人同心としての基本的な精神を教え込む組織であり、それこそが幕府が番組合に期待したことであろう。なお千人同心の代替わり（番代）が番組合議定書に記

されている意義については第三節で検討したい。

第八条は「居村役人」つまり村に住む百姓の役人としても争論になった場合は、番組合でよく相談して対処することが決められている。千人頭が通達した先掲【史料二】の第二条目と内容は同一である。つまりこのことは千人頭が意図し、千人同心達が番組合議定書に取り入れたと判断できる。番組合が地域社会との矛盾に協同して当たる組織であることを改めて確認しておく。

最後の箇条は千人同心は一同ではあるが、とりわけ番組合の仲間は睦まじくあること、新しく番組合に入ってくる千人同心がいれば、忘れずに組入の当日に読み聞かせること、会合の当番の者から者へ「東照神君御尊号掛物」とこの番組合議定書を継ぎ送ることが記されている。先の二条と合わせて考えれば東照宮信仰は千人同心の末端まで浸透していた可能性が窺える。

その次には「内議定之事」が掲げられている。今まで検討してきた本論の部分はいわば公的な部分であり、場合によっては千人頭の目に触れる場合もあるであろう。そのため内輪に収めたい議定はここに記されたのであろう。つまりここに記されていることは外聞を憚るものであると考えられる。この内議定が作成されたのは天保四年（一八三三）正月一七日に作成されている。

【史料二】第三条で明らかのように、千人頭は毎月一度ずつ番組合の会合を求めていたのであるが、一八番組では「不都合」などがあるので、年三度にするというものであった。また従来参加者が「腰弁当」で参加していたが、当番に当たった千人同心が「御神酒壺升并ニ所有合之品ヲ以、一汁三采之茶漬差出」と食事や御神酒を用意することになった。勿論「馳走ケ間敷」ことにならないことは謳われている。また新たに千人同心として組入した場合、披露の席の食事は新たに組に入った人物ではなく、順番で行なうことになった。これは新入の千人同心が無理をして豪華な食事をすることを防ぐためであらう。この内議定をみると、番組合が老中や千人頭の志向を無批判に受け入れるわけではなく、それを尊重しつつも、現実の地域実態に合わせて変化させていったことが判明する。

【史料三】を検討する限り、番組合は質素儉約・風俗取締という寛政改革期の基本政策を千人同心に当てはめたものであった。千人同心には「御家人」——この言葉は幕府と千人同心の解釈には齟齬があったわけだが上記の基本政策を遵守するという点では変わらない——意識を持たせるといふ「御家人筋」政策によって実現が図られた。千人同心に「御家人」意識を持たせることこそ公儀が求めた番組合の役割であった。しかしそれは百姓の現実的な批判活動も予想され、番組合に一定程度の「自治」を与えなければ有効に対処することは難しかった。権力的な目線に立てば、番組合は「御家人筋」政策を実践するために「自治」を与えられた機関といっていいていであろう。

第二節 四七番組の事例

本節では四七番組の番組合議定書を取上げた⁽¹⁹⁾。この番組合は現在の東京都東村山市等北多摩郡の村を中心に、埼玉県入間市に住む千人同心も属していた。この番組合議定書が成立した文政五年（一八二二）正月には一五人の千人同心が存在していた。

この番組合の議定書は一八番組と異なり、詳細な規定はない。取上げられているのは事実上二点のみである。一点目は番組合の「賄」、経費に関する規定である。これは一年間銀一匁であり、毎年正月一七日の寄合の時に集金された。不参の場合も納めなければならない。

二点目は武術修得に関するものである。その部分を書き出そう。

【史料四】

芸術下稽古仕法

入門料金百疋

一月稽古金貳百疋

月々三日宛稽古

但、四・五・六・九月除

七月 金百疋

極月 金貳百疋

右之通り謝礼番組合割

一師範之衆宿

大館杵右衛門

一ヶ月稽古 宮鍋千二郎

小嶋文平

月並稽古 番組合一同廻り

但、当勤部屋住二而も弁当持参、朝四ツ時相詰、七ツ時引取、宿二而者茶を出し候計、師範之衆賄者宿当番之自分入用、

この場合の「芸術」は武術のことと考えていいであろう。先述したように老中松平乗完の通達にも武術の奨励が含まれていたものであり、このこと自体は老中通達の意向に沿ったものといえるであろう。

この時期この番組合に武術を教授していた師範の記録が残っている。⁽²⁰⁾多摩郡榑原村（八王子市）に居住した千人同心組頭橋本類八は、寛政六年（一七九四）四月に太平真鏡流の宗家若菜主計に入門し、文化元年（一八〇四）五月には江戸城で若年寄の前で武芸を披露し、御褒美を頂戴している。文化四年には指南免許を許されているので、教授には相応しい人物といえるであろう。

類八は文政五年閏正月二〇日の日記に「野口村へ罷越塩野先生代打仕候、尤山口多蔵同道ニテ」と記している。野口村は四七番に所属する村で「塩野先生」とは適齋の号で知られる千人同心組頭で太平真鏡流の達人であった。この適齋の代理として類八は四七番組に赴いたのである。山口多蔵については不詳であるが、武術稽古の助手のような役割を果たしたのではないだろうか。通常の稽古より大規模だったであろう。類八が榑原村に戻ったのは二月三日であり、十日以上も稽古が続いたことになる。

この年の一〇月二四日には類八の息子三八郎がやはり塩野適齋の代稽古として野口村の小島文平宅へ出向き、二九日に戻ってきている。三八郎は父類八が五七歳であるのに対してまだ二〇歳であった。父の類八から太平真鏡流を学び免許を受けていた。この記述と【史料四】を合わせて考えると、武術稽古の実態は以下のようなものだとはいえるであろう。

四七番組合では武術を稽古すべく、太平真鏡流の遣い手で千人同心組頭でもあった塩野適齋と契約を結ぶ。稽古開始は七月である。入門料として一人金百疋を納めた。稽古日は四・五・六・九月を除く月で、一か月に三日が原則であった。しかし一〇日前後の稽古をする特別な月もあり、文政五年の場合は正月であった。この「一ヶ月稽古」には一人二百疋を納めなければならない。塩野は自分では出稽古に赴かず、同門の橋本類八とその子三八郎を代理として差し向ける。類八は野口村のおそらく千人同心組頭小島文平家を宿にしたのではないかと思われる。「一ヶ月稽古」では小島他二軒の家に宿泊することが決まっていたからである。月並稽古の場合は番組合の家で順番に宿を勤める。三八郎が出向いた時に小島が宿を勤めたのは、たまたま順番が当たったのであろうか。

武術稽古は現役の千人同心だけではなく、「当勤部屋住」つまり千人同心見習も手弁当で参加したことが窺える。これはそれだけ武術稽

古が広く浸透することが望まれたということであろう。

このように番組合は武術修得活動が行なう主体になっているという事実は確認できた。このことは老中通達の趣旨に沿う活動であることは明らかであるが、その意義はそこに留まらない。先ず一般の百姓の武術修得を幕府が禁止していたという事実を指摘しておきたい。⁽²¹⁾この禁令が出た文化二年（一八〇五）には村落では武術修得が流行していたが、千人同心は合法的に、塩野適齋門人のような熟達した才能からそれを伝達される機会に恵まれたのである。百姓の武術習得の動きは止まらなかったが、一般の百姓から見れば、合法的に武術を享受できる千人同心は、大変な特権を持っていると映ったであろう。

それだけではない。この時期から少し後の天保七年（一八三六）に勃発した郡内騒動等を契機にして、多摩の豪農は武術修得運動を一層強く展開する。⁽²²⁾千人同心は村内では比較的高位の土地所有者がなっている事例が報告されている。⁽²³⁾千人同心の志向も豪農と同じと考えられる。つまり番組合の活動は豪農が実践したい行為を行っていたのであり、その実践を保証する機関として番組合は存在していた側面があるのである。そしてこのような行為を背景に、千人同心は特権的な「御家人」意識を持ったと考えられる。

第三節 二五番組合の事例

この節では嘉永六年（一八五三）正月に二五番組合で作成された番組合議定書を検討しよう。この番組合は多摩郡宮下村・戸吹村（八王子市）の二か村が所属した。⁽²⁴⁾

【史料五】

（表紙）

「 嘉永六子正月

式拾五番組申合議定之書

宿 八木岡一郎

一、跡引統御番代之儀定例会合之席ニ而吹咀之事、

附、見習勤右同断之事、

一、由緒御番代之儀、以前番組一同江為問合、其最寄より廻文ヲ以相達可申候、且宅見分前其筋より番組中江問合書面差越候節、名当之者より右之趣一同江相達、其上返書差向可申候事、

附、御番代并番組入無滞被 仰渡相済候上者番組中江為吹咀廻勤并住所替之節茂右同断之事、

一、定例正月・九月両度会合之儀、以来当月五ツ時出席、九月御建座六ツ時揃、都而相互二御諸事申合取計可申候事、

右之條相談之上議定取極申候、仍而如件、

嘉永六丑年正月十七日

【表一】から明らかかなように二五番組合は嘉永七年の時点で三三名、宿、つまり嘉永六年正月一七日の当番八木岡一郎は戸吹村に居住していた。

第一条は千人同心が息子等に代替りする事例である。千人同心は世襲が公的に認められていたわけではないが、この時期には息子や養子等への世襲が一般的に行なわれていた。このような跡継に対する番代の場合、番組合の寄合で報告されたようである。「吹咀」とは正確な意味は分かりかねるが、「吹聴」のような意味、つまり跡継に対する件が番組合の寄合で報告されたという意味であろう。千人同心は在番中に息子等を見習同心にして円滑な相続を図るということも一般化していた。その場合やはり番組合の寄合で報告された。跡継に対する番代や見習はこの時期一般化していたが、番組合の了解は必要だったのであろう。

第二条は由緒番代である。先述のように由緒番代は息子や親類・遠類に適當な者がいない場合、広く由緒のある人物を対象にする番代である。その場合は由緒とは関係なく、事実上の金銭売買も行なわれていたとされる。ここでは由緒番代の場合は事前に番組合に相談され、廻文で番組合全体に触られたことが判明する。由緒番代に際しては、月番所²⁶の組頭が相談し、対象者の「人体家柄等」を聞き礼し、適當な者であったら番組合に「故障之有無」を掛け合いに及ぶ。その上で千人頭に何って「宅見分」を行なう。「宅見分」とは月番組頭二名等があたり、当該の千人同心宅に赴き、人物調査を行なうことである。由緒番代以外でも住所替のときにも行われる。【史料五】では月番所から番組合に「宅見分」の掛け合いがあったら、その掛け合いの宛名になった人物から番組合同に通達することが謳われている。由緒番代以外に新規の組入があった時には、やはり番組合中に知らされる。

由緒番代に当たっては番組合も無関係ではないが、番組合が「御家人」意識を高める場とすれば、主要な目的からは外れるのではない。しかし【史料三】にも番代の記述があり、これも金銭による千人同心株売買、つまり由緒番代が念頭にある記述になっている。なぜ由緒番代が番組合議定書に出てくるのか。

由緒番代は親族に跡を相続させるといふ原則を無視し、金銭による身分の取得に墮してしまふという観点から、千人頭は番組合や月番所を通じて統制しようとしたことは指摘し得る。しかしながら【史料三】第七条に異本で記されていた墨括弧内の部分を想起されたい。短期間で株売買する千人同心が存在していたことは事実である。千人同心株の値段は幕末期に軍事動員が本格化するまでは高値を維持しており、番組合のチェックが厳格に機能したとは思えない⁽²⁸⁾。というよりも【史料五】の文章は「宅見分」前に情報を把握し、円滑に手続きを進めたいという観点から記されており、吟味の厳密性を確保したいという姿勢はそもそもない。

千人頭は千人町の拝領屋敷に住居するれっきとした武士であり、個々の千人同心の生活実態を詳細に把握しているとは考えられない。由緒番代の情報は番組合に頼まざるを得ないのである。番組合はその情報を把握する体制を作ったが、その目的は吟味の厳密さではなく、相続の円滑さではなかったであろうか。譜代ではない千人同心にとって相続の主体性を得ることは重大であった。この当時は千人同心株は「家産」として認識されており⁽²⁹⁾、血縁者に相続させるにしても、金銭目的に譲渡するにしても番組合にとって大切なことは、株所持者の意図に沿って円滑に処理されることであった。余程極端な場合は別としても、通常の場合は相続は認められた。番組合や月番所・千人頭によって相続願が否定された事例が確認できないからである。先に番組合は公儀の政策の貫徹のために「自治」が与えられたと記したが、この由緒番代を検討してみると、そのような評価は不十分なことがわかる。公儀の政策的意図とは全く関係のない由緒番代の正統化さえ番組合で機能していたことに鑑みれば、番組合の活動は千人頭支配の形骸化と相即し、上からの「自治」を超えた、平同心主体の下からの「自治」といえるであろう。

第三条をみると二五番組合の寄合は、正月と九月の年二回だけだったようである。「定例」とあるので必要がある場合は臨時に開催された可能性はあるが。正月は五ツ時、九月は六ツ時が集合時間である。

ではここで番組合の寄合について考えてみたい。先にみたように千人頭は月一回の開催を求めたが、一八番組合では天保四年（一八三三）以降は、年三回の開催であったことが確認され、二五番組では年二回の「定例」が持たれた。一一番組に所属した石川家の日記である『石

川日記』によれば、番組合が成立した寛政四年の十二月一日に「長房八郎右衛門方組合寄合」と番組合寄合が開催されたことが確認されるが、その後しばらくは確認されない。次に確認されるのは寛政八年四月十七日である。³¹その後は毎年二回から四回確認される。先述の事例も勘案すると、番組合寄合は年三回前後実施されていたと考えられるのではないだろうか。

この『石川日記』からは他にも興味深いことが判明する。天保三年四月一日・天保六年正月一日・弘化二年三月一日・嘉永六年三月一日・安政七年九月一日・慶応四年正月一日日に「権現様御日待」が行なわれていることが記されている。原則的にはこの後に番組合寄合が開かれている。日待という宗教行事の後に寄合が開かれているということは、東照大権現という宗教的権威に支えられて、番組合寄合が機能していたことを示している。徳川幕府の宗教性は近年注目されているが、千人同心は直属奉公人であったためか、露骨に顕在化する。

おわりに

寛政改革期には公儀には千人同心の「不正之産業」や風俗を正すべきだという観点があり、そのために一連の改革が実施された。番組合の設置もその一つである。これを受けて千人頭は「御家人筋」を立てるという方針の下に、公儀の政策を実践していった。しかし「御家人筋」政策では当然百姓の反発が予想され、百姓身分との摩擦に集団的に臨機応変に対処するという「自治」機能も番組合に認めた。番組合は地方に住居する千人同心はすべて参加し、新たに株購入等で千人同心になったものも加入させられている。千人同心全体を蓋う組織だったのである。

番組合議定書を分析すると、番組合は公儀の寛政改革の基調に基づく「御家人筋」政策を実践する機関であったことが判明した。そのためには「御家人」意識を構成員相互で教授し合あった。武術や東照宮信仰はその目的を達成する媒介として与って力があつた。しかし百姓を中心とする地域社会の批判と機能的に対応するためには、番組合に自分達で「御家人」意識を充実させ、外部社会からの批判には自分達で対応するという「自治」を認めなければならなかつた。そもそも千人頭の支配力は天明期には破綻をみせ、だからこそ寛政期には改革が必要であつた。番組合に「自治」が認められた以上、千人同心は千人同心株売却を含めた家相続の公認を番組合に求めるようにな

る。これは公儀の番組合設置の意図からは外れるものであるが、番組合に所属する千人同心には家の存続と経済的利益のためには必要なことであった。余程極端な事案は別にしても、基本的には相続を行ないたい千人同心の希望は通ったと思われる。このようにして番組合は「御家人筋」政策を内在的に批判することにより、「自治」を変質させて超克していく。これこそが番組合の意義である。これは身分を道具的に使用したことを意味する。このように身分を本質的存在としてではなく、機能的な道具として捉える観方が社会化されて身分制社会は崩壊していく。

本稿では寛政期に身分統制を主眼に公儀により成立した番組合が、文政・天保・嘉永と幕末・近代に近づくに従って変質し、千人頭支配の形骸化と相即して、「自治」性を獲得していく様相を論じた。しかし由緒番代の具体的検討と、百姓が「御家人」意識を持った千人同心とどのように対立したかの検討を欠いた。この点は本稿の論旨を主張する上で重要と言わざるを得ない。今後の課題としたい。

註

- (1) 拙稿①「八王子千人同心の身分と文化」〔関東近世史研究〕第三三号、一九九一年、同②「八王子千人同心にみる身分制社会の崩壊」〔国史学〕第一六二号、一九九七年）、拙著③『八王子千人同心』（同成社、二〇〇二年）。
- (2) 拙稿「八王子千人同心の身分に関する基礎的考察」〔史翰〕第二二号、一九九四年）。
- (3) 村上直監修『八王子千人同心史』資料編Ⅰ（八王子市教育委員会、一九九〇年）一〇〇～一〇一頁。
- (4) 八王子市郷土資料館編『八王子千人同心関係史料集』第五集（八王子市教育委員会、一九九八年）三〇～三一頁。
- (5) 註(1) 拙著③第五章第一節。
- (6) 表1の寛政四年の部分は塩野適齋『桑都日記』卷之十四中上（国立公文書館蔵）に拠り、嘉永七年の部分は馬場憲一「八王子千人同心の在村分布について」〔学芸研究紀要〕第七集、一九九〇年）掲載の付図及び村上直編『江戸幕府千人同心史料』（文献出版、一九八二年）付録に拠って作成した。
- (7) 例えば寛政二〇年（一七九八）三月、千人頭原半左衛門は新規に千人同心になった中村伊兵衛に対して、四五番組合への割人を命じている（『八王子千人同心関係史料集』第一集、一九八八年）、五七頁。
- (8) 植田十兵衛「御内意申上候書付」〔註3書、一八二頁）。

- (9) 『千人同心十八番組合』(相模原市立博物館蔵「旧下九沢村故笹野邦一氏所蔵資料」〔千人同心関係文書〕3、写真版)。
- (10) 註(3)と同じ。
- (11) 『千人同心十八番組々合帳』(相模原市立博物館蔵「旧下九沢村故笹野邦一氏所蔵資料」〔千人同心関係文書〕4、写真版)。
- (12) 大桑斉「近世国家の宗教性」〔日本史研究〕第六〇〇号、二〇一二年。
- (13) 中野光浩「東照宮信仰の民衆受容に関する一考察」〔地方史研究〕第三三七号、一九九二年。
- (14) 註(1) 拙著③第二章第一節。
- (15) 註(1) 拙著③第四章第二節。
- (16) 『千人町回状之写』(註3書) 七一頁。
- (17) 『勤向申合書』(註3書) 一三五～一三六頁。
- (18) 註(1) 拙著③第二章第二節表2。
- (19) 『千人同心四拾七番組用留』(小平市立図書館蔵「當間家文書」G―5―2、写真版)。
- (20) 橋本義夫編『村の古文書』一(多摩地方史研究団体連合会、一九五五年)。
- (21) 『御触書天保集成』六二九〇号文書。
- (22) 杉仁『近世の地域と在村文化』(吉川弘文館、二〇〇一年) 二六二頁。
- (23) 村上直監修『八王子千人同心史』通史編、第三章第一節(2)。
- (24) 『式拾五番組申合議定之事』(江戸東京博物館蔵「石井コレクション」九〇三七三七七八)。
- (25) 馬場憲一「江戸幕府御家人株売買の実態について」〔古文書研究〕第三六号、一九九二年。
- (26) 月番所とは千人頭の屋敷内に設置された「事務所」機能を果たす場所であり、月番組頭が中心になった。
- (27) 『八王子千人同心史』資料編I、一三三頁。
- (28) 千人同心株の「譲渡」金額については、註(1) 拙著③三八～三九頁の表2を参照されたい。
- (29) 千人同心株が家産と考えられていたことは、註(1) 拙著③第五章第四節を参照されたい。

- (30) 『石川日記』(七)(八王子市教育委員会、一九八五年) 一〇一頁。
- (31) 『石川日記』(八)(八王子市教育委員会、一九八六年) 二頁。
- (32) 『石川日記』(十)(八王子市教育委員会、一九八八年) 四一頁。
- (33) 『石川日記』(十一) 五八頁。
- (34) 『石川日記』(十二)(八王子市教育委員会、一九八九年) 二八頁。
- (35) 『石川日記』(十二) 八〇頁。
- (36) 『石川日記』(十二)(八王子市教育委員会、一九九〇年) 三三頁。
- (37) 『石川日記』(十二) 九二頁。